最終更新日：2015年5月27日
株式会社薬王堂
代表取締役社長　西　郷　辰　弘
問合せ先：019－697－2615（代表）
証券コード：3385
http://www.yakuodo.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本方針として、株主をはじめお客様や従業員及び取引先、更には地域社会などすべてのステークホルダーにとって企業価値を最大化すること、企業活動の透明性を確保することを掲げており、その実現のためにコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠と考えております。当社では、法令・社会規範・社会通念・倫理あるいは社内規程などの観点から内部牽制が組織全体にわたって機能しているかに重点をおき、適正かつ迅速な意思決定のもと経営のチェック機能を強化してまいります。

さらに、株主の要求や意見に受動的に応えるのではなく、IR活動等を通じて、当社がどのような考えのもとで経営を行っていくのかを積極的に開示し、株主に選ばれる企業になるよう努力してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社TKコーポレーション	2,372,000	36.05
薬王堂従業員持株会	288,400	4.38
西郷 辰弘	244,000	3.71
西郷 喜代子	244,000	3.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	183,800	2.79
内藤 征吾	158,200	2.40
伊藤 昭	134,000	2.04
株式会社SBI証券	133,200	2.02
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 （常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部）	100,000	1.52
村松 輝子	74,200	1.13

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
南舘　伸和	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
南舘　伸和	○	南舘伸和氏は、株式会社ワイズマン、ハートランド・データ株式会社の代表取締役会長、株式会社メディプラス、有限会社サウスの代表取締役社長であります。	南舘伸和氏は、長きに渡り経営に携わっており、その経歴、経験、見識等が卓越していることから当社の社外取締役に選任しております。なお、当社との間に取引関係はなく、独立性が確保されると認められ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人の連携状況
監査法人との打ち合わせ
1 第33期決算監査報告会にて監査結果の報告を受け、重要な問題点のないことを確認しております。
2 第34期の監査計画について報告を受けております。
3 第34期四半期レビュー報告会に参加し、報告を受けております。
4 第34期決算監査前の打ち合わせを行っております。
5 財務報告に係わる内部統制の評価と監査の基準についての打ち合わせに参加し、報告を受けております。
監査法人の監査状況の確認
1 監査法人による店舗内部統制の検証の同行監査を実施しております。
2 監査法人による店舗たな卸監査の同行監査を実施しております。

監査役と内部監査部門の連携状況
1 第34期内部監査計画の内容及びスケジュールの確認会議を行っております。
2 内部監査報告書ならびに実施状況の確認を毎月定期的に行っております。
3 監査法人による店舗内部統制の検証及び店舗たな卸監査の同行監査に内部監査室も同行しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
下河原 勝	他の会社の出身者													
鎌田 英樹	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
下河原 勝	○	下河原勝氏は、株式会社FPホームサービス、有限会社FPホーム・リース、株式会社FPシルバーサポートの代表取締役であります。	下河原勝氏は、建築工事業、建築計画コンサルティング業等を経営しており、当社の出店計画並びに経営全般に対する指導及び監査を行うことを期待し、社外監査役に選任しております。 なお、当社との間に取引関係はなく、独立性が確保されると認められ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
			鎌田英樹氏は、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視

鎌田 英樹	○	鎌田英樹氏は、株式会社アイビーシー岩手放送の代表取締役社長、株式会社岩手日報社の社外監査役であります。	と有効な助言を期待し、社外監査役に選任しております。 なお、当社との間に取引関係はなく、独立性が確保されると認められ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現状のシステムが十分に機能していると考えておりますので、新たにインセンティブを付加する必要はないと認識しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

――――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。
取締役6名の年間報酬総額 121百万円（うち社外取締役 1百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役職、業績等を勘案して決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役ならびに監査役の要請に応じて、総務部及び財務部が社外取締役又は社外監査役への情報の伝達等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（1）会社の機関の基本説明
　当社は監査役制度を採用しており、平成27年5月27日現在の役員の構成は、取締役6名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役2名）となっております。
　取締役会は毎月開催し、経営に関する重要事項等を審議、決定しております。また、取締役会を補完する機関として常勤取締役、常勤監査役に部長を加えて構成される経営会議を毎月開催し、重要事項等を細部にわたり検討しております。その他、週単位での業務執行状況を把握するため、常勤取締役、常勤監査役出席のもと各部門責任者で構成される部長会議を毎週開催しております。

（2）内部統制システムの整備の状況
　当社では、業務全般にわたる業務分掌規程及び職務権限規程が網羅的に整備されており、ルールに基づき各職位が明確な権限と責任をもって業務を遂行し、内部監査によるモニタリングが実施されております。その他、社内ルールの運用状況をチェックする機能をもつゾーンマネジャー、スーパーバイザー（店舗指導者）とも連携し、内部監査機能を補完させる体制をとっております。
また、コンプライアンス重視の観点から法律上の判断を必要とする場合には顧問弁護士より適宜専門的な見地からのアドバイスをいただくとともに、コンプライアンスマニュアルを制定し、法的、倫理的な面から行動規範等、コンプライアンス・マインドの浸透を図っております。
このコンプライアンス体制の推進を組織的かつ永続的に運営するための常設の機関として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委

員会を設置し、法令遵守体制の整備と遵守状況の把握を行い、結果を取締役会に報告する体制を構築しております。
またこれに関連し、内部通報制度といたしまして、コンプライアンス・ホットラインを設置し、全役職員より法令違反等に関する相談や通報を受け付ける体制を整備し、内部統制機能の充実を図っております。

(3)リスク管理体制の整備の状況
当社では、事業を取り巻く様々なリスクに対応するために「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を整備するとともに、リスク管理委員会を設置してリスクの分析、評価及び対応状況を定期的に確認し、必要な対策を講じております。
また、重大事故、災害など緊急を要するリスクが発生した場合は、「リスク管理規程」に基づいて緊急対策本部を設置し、対策本部長を中心とした情報収集並びに対応策の検討、決定及び実施などにより迅速に対応する体制を整備しております。

(4)内部監査及び監査役監査の状況
内部監査につきましては、社長直属に内部監査室を設置し、3名が担当しております。内部監査担当者は、監査方針、監査事項、実施時期、対象部署等からなる監査計画を立案し、社長承認を得た上で監査を実施いたします。内部監査担当者は監査実施後、その結果について監査報告書を作成のうえ社長へ提出し、社長承認を得て業務改善指示書を被監査部門長に通知いたします。被監査部門長は業務改善状況について報告書を作成、内部監査担当者は報告書に基づき改善実施状況を確認し、社長へ報告いたします。
監査役監査につきましては、毎月開催される取締役会へ監査役が出席し、必要に応じて意見を述べるほか、経営会議へは常勤監査役が出席する等、重要な会議へも出席し、取締役の業務執行状況の監査を実施しております。また、年度当初に策定した監査方針・監査計画に従い、業務監査及び会計監査を実施しております。その他、内部監査部門である内部監査室と連携をとり、店舗並びに各部門の実地監査を行っているほか、会計監査人とも密接に連携をとりながら、実地たな卸の実施状況の監査や本部各部門並びに店舗監査に同行し、内部統制状況、コンプライアンスの状況などにつき定期的に情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めております。
また、内部監査室並びに監査役は、会計監査人と積極的に情報を共有し、緊密な関係を保ちながら連携強化に努めております。
なお、常勤監査役滝谷岩夫は、長年にわたり銀行業務において審査実務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(5)社外取締役及び社外監査役の状況
当社は、社外取締役1名及び社外監査役2名を選任しております。
社外取締役の南舘伸和氏が代表取締役(社長又は会長)を務める会社と当社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
社外監査役の下河原勝氏が代表取締役を務める会社と当社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
社外監査役の鎌田英樹氏が代表取締役を務める会社と当社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
なお、当社は、社外取締役南舘伸和氏、社外監査役下河原勝氏及び鎌田英樹氏の3名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針について、特段の定めはないものの、選任にあたっては東京証券取引所が開示を求める独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

(社外取締役又は社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割)
社外取締役は、取締役会において、より客観的な立場から、会社経営者として培われた経験を生かした発言を行うことにより、重要な業務執行および法定事項についての意思決定ならびに業務執行の監督という取締役会の企業統治における機能・役割を、健全かつより高いレベルで維持することに貢献しています。
社外監査役は、長年にわたる経営者としての経験や専門性により、企業統治の仕組みとして当社が採用している監査役会の機能の充実に貢献しています。
なお、社外取締役および社外監査役と当社の間に特別な利害関係はなく、必要な独立性は確保されていると考えております。

(社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係)
社外取締役は、取締役会等への出席を通じ、直接または間接的に内部監査および会計監査の報告を受け、取締役の職務の執行状況に対して必要に応じて意見を述べることにより、これらの監査と連携の取れた監督機能を果たしております。また、取締役会の一員として、意見または助言により内部統制部門を有効に機能させることを通じて、適正な業務執行の確保を図っております。
社外監査役は、監査役会、取締役会への出席を通じ、直接または間接的に内部監査および会計監査の報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、監査の実効性を高めております。また、取締役会において内部統制部門の報告に対して意見を述べ、適正な業務執行の確保を図っております。

(6)会計監査の状況
当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、有限責任監査法人トーマツが会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。
業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人
田村 剛	有限責任監査法人トーマツ
木村 大輔	有限責任監査法人トーマツ

(注)上記の他に公認会計士5名、その他1名が当社の財務書類の監査業務に従事しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外取締役1名を選任し、3名の監査役(社外監査役2名)により経営に対する監督機能を強化し、経営活動が適正に遂行できる体制を整えておりますので、現在の体制を選択しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の3営業日前の発送を行っております。
その他	招集通知のほかに当社事業内容に関して、パワーポイントによる説明を加えるなど、株主サービスの向上を図りました。また、事務局による座席の指定や議事進行優先の運営を行わず、株主が発言しやすい会場の雰囲気作りに取り組んでおります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成26年10月14日　第2四半期決算説明会　参加者44名 平成27年　4月13日　決算説明会　　参加者58名	あり
IR資料のホームページ掲載	URL http://www.yakuodo.co.jp HPにおいて掲載している投資家情報 （決算短信、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書）	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署　経営企画室、財務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、コーポレート・ガバナンスの基本方針として次のように定めております。 「当社は、コーポレート・ガバナンスの基本方針として、株主をはじめお客様や従業員及び取引先、更には地域社会などすべてのステークホルダーにとって企業価値を最大化すること、企業活動の透明性を確保することを掲げており、その実現のためにコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠と考えております。当社では、法令・社会規範・社会通念・倫理あるいは社内規程などの観点から内部牽制が組織全体にわたって機能しているかに重点をおき、適正かつ迅速な意思決定のもと経営のチェック機能を強化してまいります。」
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、コーポレート・ガバナンスの基本方針として次のように定めております。 「株主の要求や意見に受動的に応えるのではなく、IR活動等を通じて、当社がどのような考えのもとで経営を行っていくのかを積極的に開示し、株主に選ばれる企業になるよう努力してまいります。」

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、以下の経営理念の下、会社の適正性を確保する体制を整備しております。
一. お客様に喜んで戴ける店を作ろう
一. 適正な収益を確保しよう
一. 社員の生活を向上させよう
一. 会社の永続的繁栄に努力しよう
一. 我々は力をつけて世の中に奉仕し人間性の向上に努めよう

(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役が率先垂範して法令等を遵守するとともに、使用人の職務の執行が法令や定款に適合することを確保し、法令遵守を企業活動の前提とする。
コンプライアンス体制の推進を組織的かつ永続的に運営するための常設の機関として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守体制の整備と遵守状況の把握を行い、結果を取締役会に報告する体制を構築する。
また内部通報制度として、コンプライアンス・ホットラインを設置し、全役職員より法令違反等に関する相談や通報を受け付ける体制を整備する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、文書等という)に適切に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
事業を取り巻く様々なリスクに対応するために「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を整備するとともに、リスク管理委員会を設置してリスクの分析、評価及び対応状況を定期的に確認し、必要な対策を講じる。
また、重大事故、災害など緊急を要するリスクが発生した場合は、「リスク管理規程」に基づいて緊急対策本部を設置し、対策本部長を中心とした情報収集並びに対応策の検討、決定及び実施などにより迅速に対応する体制を整備する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は役職員が共有する全社的な目標を定め、これに基づき各部門は実施すべき具体的な行動計画を含めた目標を設定し、業務執行を行う。
取締役会は毎月開催するほか、取締役会を補完する経営会議において重要事項等を細部にわたり検討するとともに、週単位の業務執行状況を把握するための部長会議を毎週開催する。

(5)監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができる。内部監査室は監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

(6)取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制、その他の監査役会への報告に関する体制及び監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役又は使用人は、監査役会に対して法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等をすみやかに報告する。報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとする。
監査役会は、代表取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は企業行動憲章並びに役職員行動規範に基づく「コンプライアンス規程」及び「反社会的勢力等対策マニュアル」において、反社会的な団体・個人に対して常に毅然とした態度で臨み、どのような名目であっても、いかなる利益供与を行わず、これらの活動を助長するような行為も一切行わない旨定め、役職員に周知徹底を図っている。

(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は反社会的勢力排除に向けた社内体制として代表取締役社長を最高責任者、管理部門管掌役員を統括責任者とし、反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、直ちに警察に届け出るなど、警察機関、顧問弁護士等と連携して全社的に問題を解決する体制を確立している。
また、全役職員を対象として反社会的勢力排除の重要性等を教育・研修するとともに、全役職員や取引先等と反社会的勢力との関係の調査を一定のルールで実施している。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

（1）会社情報の適時開示の社内体制
・決定事実に関する情報
　決定事実に関する情報については、原則として社内各部署より取締役会に付議され、審議・承認を経て、IR担当部署が東京証券取引所の定める手続きに基づいて開示を行なっております。
・発生事実に関する情報
　発生事実に関する情報については、迅速な開示を行なうため、社内各部署より社内役員の確認を経て、代表取締役社長の承認後、IR担当部署が東京証券取引所の定める手続きに基づいて開示を行なっております。
・決算に関する情報
　決算に関する情報については、財務部より取締役会に付議され、審議・承認を経て、IR担当部署が東京証券取引所の定める手続きに基づいて開示を行なっております。

（2）会社情報の管理部署及び適時開示のチェック機能
　会社情報の取扱いについては、内部情報管理規定を制定し、管理部門管掌役員が情報管理責任者となり、適時開示の推進と内部者取引（インサイダー取引）の未然防止を図っております。

【参考資料：コーポレートガバナンス体制】

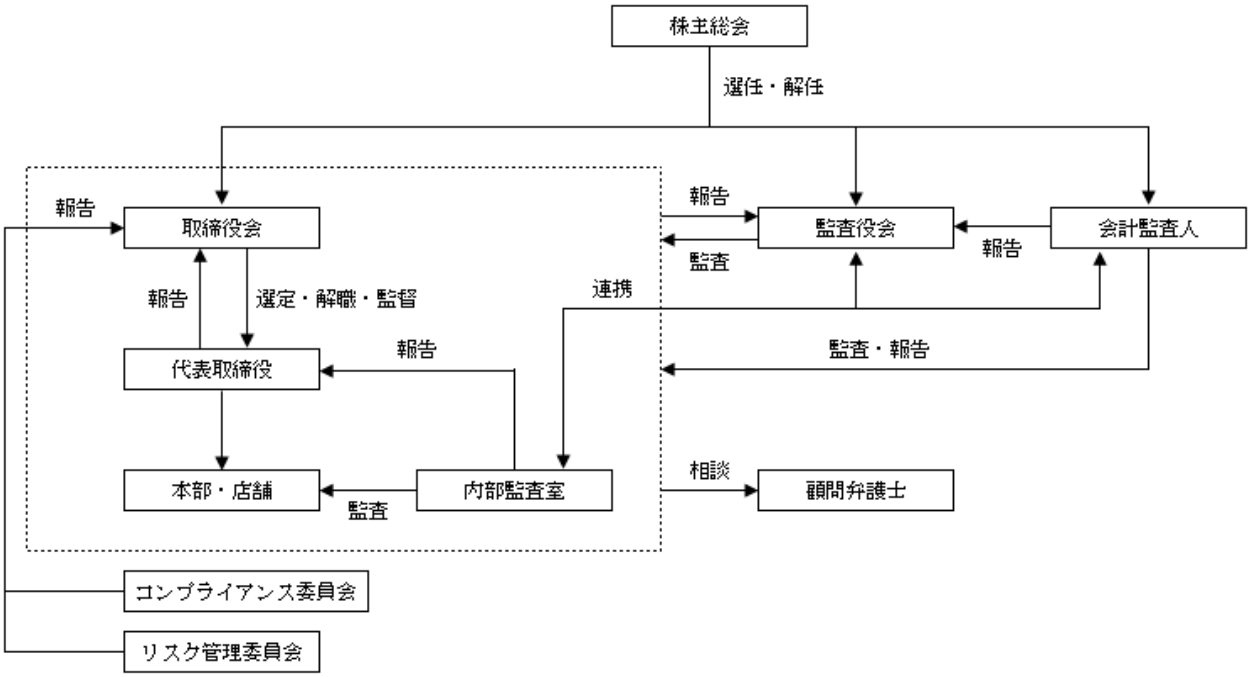

【参考資料：適時開示体制】

① 決定事実に関する情報

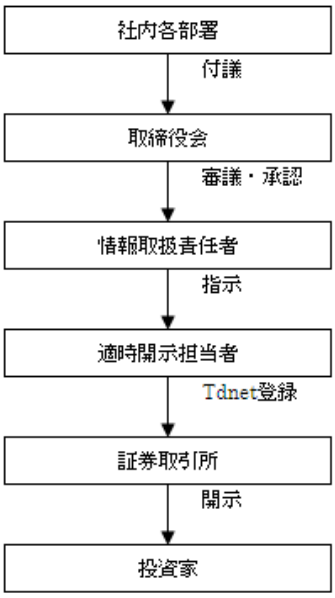

② 発生事実に関する情報

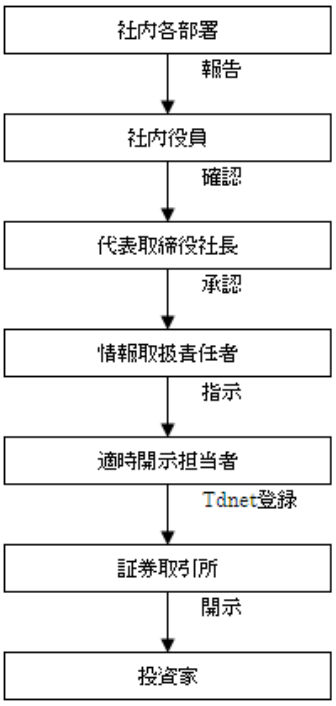
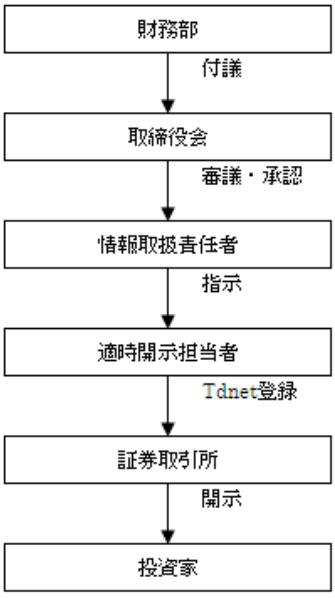
③ 決算に関する情報